令和５年中に営業・農業・不動産収入があった方へ

# 令和5年分　収支内訳書(計算用)

## 収支内訳書の事前作成にご協力をお願いします

○　この収支内訳書（計算用）は、令和５年度（令和４年分）の申告状況により営業・農業・不動産収入があると思われる方にお送りしています。

○　令和５年１月１日から令和５年１２月３１日までの収入金額・経費をあらかじめご自身で分類、集計して、収支内訳書（計算用）の該当する箇所に記入してください。また、各科目に該当しないものがある場合は、空欄に記入してください。

○　帳簿類・領収書等は全て申告会場にお持ちください。

○　令和４年１２月３１日までに廃業した方又は令和５年中休業していた方は、市民税課までご連絡ください。

※　事前に記入していただいた内容は、申告時の職員点検により修正することがあります。

## 記帳・帳簿等の保存をお願いします

○　個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

○　収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載し、保存してください。

| 保存が必要なもの | | 保存期間 |
|---|---|---|
| 帳簿 | 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿） | ７年 |
| | 業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿） | ５年 |
| 書類 | 決算に関して作成した棚卸表その他の書類 | ５年 |
| | 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類 | ５年 |

## 収支内訳書作成の流れ

①収入・経費に関する書類を保存し帳簿に記入する

【収入】
・出荷伝票、仕切り書、領収書(控え)、通帳などを保存してください。
・農業収入がある方は、作付品目、収穫量を帳簿に記入してください。

【経費】
・請求書、領収書などを保存してください。
・帳簿に記入してください。
※事業を営むための経費のみ対象となります。

集計

②科目ごとに１年間の集計をする

【収入】
１年間の収入を収支内訳書の科目ごとに分類して集計してください。

【経費】
１年間の経費を収支内訳書の科目ごとに分類して集計してください。

転記

③収支内訳書に転記する

収支内訳書
（○○所得用）

※農業、不動産所得用は裏面にあります。

《お問い合わせ先》


〒970-8686　いわき市平字梅本21番地

**いわき市　財政部　市民税課**

市民税第一係　0246（22）7426(平・内郷・四倉・小川・好間・三和・川前・久之浜・大久地区)

市民税第二係　0246（22）7427(小名浜・勿来・常磐・遠野・田人地区)

いわき市ホームページＵＲＬ　https://www.city.iwaki.lg.jp/


計　算　用

# 令和5年分　収支内訳書(営業所得用)

| 住　所 | いわき市 | 氏　名 | |
|---|---|---|---|
| 事業所所在地 | | 業種名 | |
| 電　話 | (自　宅)<br>(事業所) | 屋　号 | |

（自　月　日　至　月　日）　□ 年の途中で事業　開始 ・ 廃止 （　月　日）
（年の途中で事業を開始又は廃止した方は、日付を記入してください）

| | | | （百万） | （千） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収入金額 | 売上金額 | ① | | | ⇦「売上金額」の合計額を記入 |
| | 家事消費<br>事業消費　金額 | ② | | | ⇦原則、販売金額。仕入金額か「販売金額のおおむね70%」の金額のいずれか多い方でも可 |
| | 雑収入 | ③ | | | ⇦「雑収入」の合計額を記入 |
| | 合計（①～③） | ④ | | | |
| 売上原価 | 期首商品（製品）棚卸高 | ⑤ | | | ⇦本年１月１日現在の商品などの棚卸高を記入します |
| | 仕入金額<br>(製品製造原価) | ⑥ | | | ⇦「仕入金額」の合計額を記入 |
| | 小計（⑤+⑥） | ⑦ | | | |
| | 期末商品（製品）棚卸高 | ⑧ | | | ⇦本年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します |
| | 差引原価（⑦-⑧） | ⑨ | | | |
| | 差引金額（④-⑨） | ⑩ | | | |
| 必要経費 | 給料賃金 | ⑪ | | | ⇦親族以外の雇い人(常時・臨時)の労賃・賄費。現物支給の場合も同じ |
| | 外注工賃 | ⑫ | | | ⇦修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など |
| | 減価償却費 | ⑬ | | | ⇦職員が計算しますので、事業用の施設・機械の取得価格、取得年月日を裏面の『減価償却資産』欄に記入し、内容がわかる領収書等をお持ちください。 |
| | 貸倒金 | ⑭ | | | ⇦売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失 |
| | 地代家賃 | ⑮ | | | ⇦店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や家賃など |
| | 租税公課 | ⑯ | | | ⇦事業税、固定資産税、自動車税、商工会議所、協同組合などの会費や組合費 |
| | 荷造運賃手数料 | ⑰ | | | ⇦販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃 |
| | 水道光熱費 | ⑱ | | | ⇦水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費 |
| | 旅費交通費 | ⑲ | | | ⇦電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代 |
| | 通信費 | ⑳ | | | ⇦電話料、切手代、電報料 |
| | 広告宣伝費 | ㉑ | | | ⇦新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用 |
| | 接待交際費 | ㉒ | | | ⇦取引先などを接待する茶菓飲食代、取引先などに対する中元、歳暮の費用 |
| | 損害保険料 | ㉓ | | | ⇦火災保険料、自動車の損害保険料 |
| | 修繕費 | ㉔ | | | ⇦店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代 |
| | 消耗品費 | ㉕ | | | ⇦帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費 |
| | 福利厚生費 | ㉖ | | | ⇦事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険等の保険料や掛金 |
| | リース料 | ㉗ | | | ⇦事業用で使用する物品等の賃貸借費用 |
| | 雑費 | ㉘ | | | |
| | | ㉙ | | | |
| | | ㉚ | | | |
| | 合計（⑪～㉚） | ㉛ | | | |
| 専従者控除前の所得額（⑩－㉛） | | ㉜ | | | |
| 専従者控除額 | | ㉝ | | | |
| 所得金額（㉜－㉝） | | ㉞ | | | |

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、６ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事してる親族１人につき、次の（１）か（２）のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。）
（１）　配偶者８６万円（その他の親族５０万円）
（２）（㉜の金額）÷（１＋事業専従者数）

# 計　算　用

# 令和5年分　収支内訳書(農業所得用)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住　所 | いわき市 | 水稲作付面積 | アール |
| 氏　名 | | 水稲収穫量合計 | 袋 |
| 電　話 | | 普通畑作付面積 ※注1 | アール |

※注１　出荷を目的とせずに自分の家で消費する野菜を作付けした畑の面積も含めてください。　　１反＝10アール

**◎ ②家事消費・事業消費金額のみで①販売金額(供出・個売米等)がない方は、**
**収入金額を算出できないため必要経費を記入のうえ申告相談受付会場までお越しください。**

（自　月　日　至　月　日）　□ 年の途中で事業　開始 ・ 廃止　（　月　日）
（年の途中で事業を開始又は廃止した方は、日付を記入してください）

| | | | （百万） | （千） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収入金額 | 販売金額 | ① | | | ⇦「販売金額」の合計額を記入 |
| | 家事消費 事業消費 金額 | ② | | | ⇦「家事消費・事業消費金額」の合計額を記入 |
| | 雑収入 | ③ | | | ⇦「雑収入」の合計額を記入 |
| | | ④ | | | |
| | 合計（①～④） | ⑤ | | | |
| 必要経費 | 雇人費 | ⑥ | | | ⇦ 親族以外の雇い人(常時・臨時)の労賃・賄費。現物支給の場合も同じ |
| | 小作賃借料 | ⑦ | | | ⇦ 農地・農機具等の賃借料、農協の共同施設利用料など。現物支給の場合も同じ |
| | 減価償却費 | ⑧ | | | ⇦ 職員が計算しますので、事業用の施設・機械の取得価格、取得年月日を『減価償却資産』欄に記入し、内容がわかる領収書等をお持ちください。 |
| | 租税公課 | ⑨ | | | ⇦ 農業用の機械やトラック等の軽自動車税や自動車税、農業用倉庫等の固定資産税など |
| | 種苗費 | ⑩ | | | ⇦ 種もみ、苗類、種いもなどの購入費。(自給分については、収穫したときの価値で計上) |
| | 肥料費 | ⑪ | | | ⇦ 肥料の購入費用 |
| | 農具費 | ⑫ | | | ⇦ 使用可能期間が１年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用 |
| | 農薬衛生費 | ⑬ | | | ⇦ 農薬の購入費用や共同防除費 |
| | 諸材料費 | ⑭ | | | ⇦ ビニール、針金などの購入費用 |
| | 修繕費 | ⑮ | | | ⇦ 農業用の機具、農業用自動車・建物などの修理に要した費用 |
| | 動力光熱費 | ⑯ | | | ⇦ 電気料、水道料、ガソリン、灯油など農作業に要した費用 |
| | 作業衣料費 | ⑰ | | | ⇦ 作業衣、地下たびなどの購入費用 |
| | 共済掛金 | ⑱ | | | ⇦ 水稲、果樹、農機具などに係る共済掛金 |
| | 荷造運賃手数料 | ⑲ | | | ⇦ 出荷の際の包装費用、運賃や出荷機関に支払う手数料 |
| | 土地改良区費 | ⑳ | | | ⇦ 土地改良事業の費用や客土費用 |
| | その他委託 | ㉑ | | | ⇦ 農作業に関して委託した費用 |
| | 雑費 | ㉒ | | | ⇦ 農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費 |
| | | ㉓ | | | |
| | 合計（⑥～㉓） | ㉔ | | | |
| 専従者控除前の所得金額（⑤－㉔） | | ㉕ | | | |
| 専従者控除額 | | ㉖ | | | |
| 所得金額（㉕－㉖） | | ㉗ | | | |

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、６ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事してる親族１人につき、次の（１）か（２）のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。）
（１） 配偶者８６万円（その他の親族５０万円）
（２）（㉕の金額）÷（１＋事業専従者数）

# 計　算　用

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住　所 | いわき市 | 業種名 | |
| 氏　名 | | 職　業 | |
| 電　話 | | 特記事項 | |

**◎ 収入に含める時期について**
**（１） 契約又は慣習により賃貸料の支払日の定められているものについては、その支払日。**
**（２） 支払日の定められていないものについては、その賃貸料の支払いを受けた日。**

（自　月　日　至　月　日）　□ 年の途中で事業　開始 ・ 廃止　（　月　日）
（年の途中で事業を開始又は廃止した方は、日付を記入してください）

| | | | （百万） | （千） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 収入金額 | 賃貸料 | ① | | | ⇦「賃貸料」の合計額を記入 |
| | 礼金,権利金,更新料 | ② | | | ⇦「礼金・権利金・更新料」の合計額を記入 |
| | 名義書換料 その他 | ③ | | | ⇦「名義書換料・その他」の合計額を記入 |
| | 合計（①～③） | ④ | | | |
| 必要経費 | 給料賃金 | ⑤ | | | ⇦ 賃貸している建物などの管理人や賃貸料の集金人に支払う給料 |
| | 減価償却費 | ⑥ | | | ⇦ 職員が計算しますので、事業用の施設・機械の取得価格、取得年月日を『減価償却資産』欄に記入し、内容がわかる領収書等をお持ちください。 |
| | 貸倒金 | ⑦ | | | ⇦ 既に収入金額とした未収賃貸料 |
| | 地代家賃 | ⑧ | | | ⇦ 賃貸している建物の敷地の地代 |
| | 借入金利子 | ⑨ | | | ⇦ 賃貸している建物等を取得するための借入金の利子 |
| | 租税公課 | ⑩ | | | ⇦ 賃貸している土地、建物等についての固定資産税、事業税など |
| | 損害保険料 | ⑪ | | | ⇦ 賃貸している建物等についての火災保険料 |
| | 修繕費 | ⑫ | | | ⇦ 賃貸している建物等についての修繕のための費用 |
| | 雑費 | ⑬ | | | ⇦ 業務上の費用で他の経費に当てはまらない経費 |
| | | ⑭ | | | |
| | | ⑮ | | | |
| | 合計（⑤～⑮） | ⑯ | | | |
| 専従者控除前の所得金額（④－⑯） | | ⑰ | | | |
| 専従者控除額 | | ⑱ | | | |
| 所得金額（⑰－⑱） | | ⑲ | | | |

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、６ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事してる親族１人につき、次の（１）か（２）のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。）
（１） 配偶者８６万円（その他の親族５０万円）
（２）（⑰の金額）÷（１＋事業専従者数）

## 減価償却資産

※事業用の施設・機械の取得価格、取得年月日がわかるもの（領収書等）をお持ちください。

| 減価償却資産の名称 | 数量 | 取得価格 | 取得年月日 |
|---|---|---|---|
| | | 円 | 平成・令和　年　月　日 |
| | | 円 | 平成・令和　年　月　日 |
| | | 円 | 平成・令和　年　月　日 |
| | | 円 | 平成・令和　年　月　日 |
| | | 円 | 平成・令和　年　月　日 |
| | | 円 | 平成・令和　年　月　日 |
| | | 円 | 平成・令和　年　月　日 |